## 小鹿野町観光商業情報館指定管理者募集要項

#### 1 指定管理者選考の目的

地方自治法の改正により、公の施設に係る管理の対象を民間事業者等にまで範囲を 広げた「指定管理者制度」が導入されたことに伴い、民間の能力やノウハウを活用し ながら、住民サービスの向上や行政コストの削減等に努め、施設の効果的な管理運営 を図ることを目的とする。

#### 2 対象施設の概要

- (1) 名称
  - 小鹿野町観光商業情報館
- (2) 所在地
  - 小鹿野町小鹿野377番地1
- (3) 施設概要

木造2階建 瓦葺き土蔵造り 敷地面積 344.82㎡ 建物面積 215.79㎡

#### 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 小鹿野町観光商業情報館(以下「情報館」という。) の利用の許可に関する業務
- (2)情報館の利用に関する料金(以下「利用料金」という。)の収受に関する業務
- (3) 情報館の飲食施設の運営に関する業務
- (4) 情報館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他情報館の運営に関し、町長が必要と認める業務

#### 4 管理の基準

- (1)休館 日 各月の毎週水曜日とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て臨時に休館することができる。
- (2) 開館時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が必要 と認めるときは、町長の承認を得てこれを変更又は臨時に開館す ることができる。
- (3) 利 用 許 可 情報館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可 を受けなければならない。
- (4) 利用等の制限 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を取り消すこ とができる。
  - ア 小鹿野町観光商業情報館条例又はこの条例に基づく規則に違 反したとき。
  - イ その他管理上特に必要があるとき。

#### 5 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

#### 6 管理に要する経費

(1) 利用料金の設定

施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。

利用料金は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めた額とする。

- (2) 施設運営に要する費用は、指定管理者の負担とし、収支が赤字になった場合でも 町からの補填は一切行わない。
- (3) 施設の改築及び修繕等については、別紙「施設の改築及び修繕等の実施及び費用 負担区分」に基づき実施するものとする。
- (4) 1年間の施設使用料として、70,000円を年度末までに町へ支払うものとする。

#### 7 応募資格

地方自治法第244条の2の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 次のいずれかに該当する法人等は申請者となることはできない。
  - (ア) 代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者である法人等
  - (イ) 指定管理者の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない法人 等
  - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、小鹿野町から一般競争入札等の参加を制限されている法人等
  - (エ)会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手 続開始の申立てがなされている法人等
  - (オ) 小鹿野町から指名停止措置を受けている法人等
  - (カ) 小鹿野町税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
  - (キ) 小鹿野町内に本社又は支店・営業所等を有しない法人等
  - (ク) 労働法令を遵守せず、雇用・労働条件への適切な配慮をしていない法人等
  - (ケ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)が暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある法人等及びその代表者等(法人にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、その団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人等
- (2) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、代表する法人等を選出し、町との協議は代表する法人等が行うこと。

なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で 申請を行うことはできない。

また、構成員のいずれかが上記(1)のいずれかに該当する場合は、指定を

受けられない。

(3) 地方自治法の請負に係る兼業禁止規定の趣旨を踏まえ、施設の諸事情等により特に必要があると認める場合を除き、町議会の議員、町長、副町長等が経営する法人等は応募資格がないものとする。

#### 8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書(別記様式1)
- (2) 当該施設の事業計画書 (3年間) (任意様式)
- (3) 当該施設の事業計画書に係る収支見積書 (3年間) (任意様式)
- (4) 当該施設の運営計画書(3年間)(任意様式)
- (5) 申請団体の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内に取得したもの)又はこれに準ずる書類
- (6) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (7) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (8) 申請団体の印鑑証明書
- (9) 申請団体の法人町民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書(最近1ヶ年)
- (10) 誓約書 (7応募資格 (1) のア (ア) から (ケ) に該当しないことの誓約書) (別 記様式 2)
- (11) その他必要書類

#### 9 申請書受付期間

令和7年1月7日(火)~令和7年1月31日(金)午後5時(必着)(郵送可)

#### 10 提出先

〒368-0192 小鹿野町小鹿野89番地小鹿野町役場 まちづくり観光課

#### 11 提出部数

正副各1部

#### 12 事業ヒアリング開催(指定管理者選考委員会)

以下の日程で、書面審査及びヒアリング等を実施しますのでご出席ください。 なお、指定管理者選考委員会の詳細については申請者へ、別途通知します。

【期 日】 令和7年2月4日(火)

【場 所】 小鹿野町役場

#### 13 選考方法

(1) 指定管理候補者の選考方法

指定管理者選考委員会は、選考基準に基づき、書面審査及びヒアリング等を実施 し、指定管理候補者を選考し、町長が決定する。 なお、審査の結果、該当者なしと する場合がある。

(2) 選考基準

- ア経営理念
  - (ア)経営意欲
  - (イ) 平等性
  - (ウ) 安全性
  - (エ) 信頼性
  - (才) 独創性
- イ 経営能力
  - (ア) 資金力
  - (イ) 企画力
  - (ウ) 実行力
- ウ経営戦略
  - (ア) 誘客対策
  - (イ) 接客対策
  - (ウ) 顧客サービス対策
  - (工) 経費削減対策
  - (才) 雇用対策
- (3)審査結果

審査結果については、応募者全員に文書で通知する。なお、審査結果については、 必要に応じて公表する。

(4) 協定書締結の事前協議

指定管理候補者の選定後、速やかに協定書締結の事前協議を開始する。

(5)無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他、指定管理者選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と 認められるとき。

#### 14 間合せ先

T368-0192

小鹿野町小鹿野89番地

小鹿野町役場 まちづくり観光課

TEL 0494-75-5060

FAX 0494-75-2819

## 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

| 区              | 項目            | 内 容    | 実施区分 |         | 実施区分の考え方           |  |  |  |
|----------------|---------------|--------|------|---------|--------------------|--|--|--|
| 分              |               |        | 町    | 指       | (町:甲 指定管理者:乙)      |  |  |  |
| 建物             | 改築又は大規模修繕、    | 躯体、基礎、 |      |         | 建築基準法施行令第1条に規定する「構 |  |  |  |
|                | 資本的支出、見積額 50  | 軸組、小屋組 |      |         | 造耐力上主要な部分」については、所有 |  |  |  |
|                | 万円以上の修繕       | 等の取替   | 0    |         | 者である甲が管理すべきものであるた  |  |  |  |
|                |               |        |      |         | め、必要に応じて甲が行う。      |  |  |  |
|                | 見積額 50 万円未満の小 |        |      | 0       | 本来の効用持続年数を維持するための業 |  |  |  |
|                | 規模修繕          |        |      |         | 務として乙が実施する。        |  |  |  |
| 構築物            | 新設等           |        | _    |         | 基本的に構築物での新設等は考えていな |  |  |  |
|                |               |        |      |         | いが、必要に応じて甲乙で協議する。  |  |  |  |
|                | 資本的支出及び見積額    |        |      |         |                    |  |  |  |
|                | 50 万円以上の修繕    |        |      |         |                    |  |  |  |
|                | 見積額 50 万円未満の修 |        |      | 0       | 本来の効用持続年数を維持するための業 |  |  |  |
|                | 繕             |        |      |         | 務として乙が実施する。        |  |  |  |
| 機械装置           | 新設等           |        | _    |         | 基本的に機械装置単独での新設等は考え |  |  |  |
|                |               |        |      |         | ていないが、必要に応じて甲乙で協議す |  |  |  |
|                |               |        |      |         | る。                 |  |  |  |
|                | 資本的支出及び見積額    |        | 0    |         |                    |  |  |  |
|                | 50 万円以上の修繕    |        | O    |         |                    |  |  |  |
|                | 見積額 50 万円未満の修 |        |      | $\circ$ | 本来の効用持続年数を維持するための業 |  |  |  |
|                | 繕             |        |      | O       | 務として乙が実施する。        |  |  |  |
| 工              | 購入            |        |      | $\circ$ | 施設の管理運営上必要なものの購入であ |  |  |  |
| 具              |               |        |      | O       | るため、乙が実施する。        |  |  |  |
| 器              | 資本的支出となる修繕    |        | 0    |         |                    |  |  |  |
| 具              | 上記以外の修繕       |        |      |         | 本来の効用持続年数を維持するための業 |  |  |  |
| 備              |               |        |      | 0       | 務として乙が実施する。        |  |  |  |
| 品              |               |        |      |         |                    |  |  |  |
| 上記以外の建物、構築物、機械 |               | いわゆる「模 |      |         | サービス向上や効率的な運営のため、改 |  |  |  |
| 装置、工具器具備品の改築、改 |               | 様替え」等  | 0    |         | 築等した部分についての権利を将来にわ |  |  |  |
| 造等             |               |        |      |         | たって主張しないことが条件      |  |  |  |

#### 基本的な考え方

- ※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修(小規模:見積額50万円未満のもの等)は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施しそれ以外は甲が実施する。ただし、緊急を要する場合など、特別な理由がある場合は、甲乙協議のうえ決定する。
- ※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入にあたっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

## 指定管理者選考基準

小鹿野町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に指定管理 者の選考基準が制定されています。

#### (指定管理者の指定)

- 第3条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも 該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定 管理者として指定しなければならない。
  - (1) その事業計画による公の施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。
  - (2) その事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- 2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

#### 選考基準として考えられる項目(参考)

- ☆ 地域の実情に精通していること
- ☆ 経営理念、経営意欲、平等性、独創性、効率性、安定性、等
- ☆ 経営能力、資金力、企画力、実行力、等
- ☆ 経営戦略、誘客対策、接客対策、顧客サービス対策、経費削減対策、雇用 対策等

# 指定管理者選考評価表

申請団体名【

| 区分      | 項目       |   | 評 | 価 | 点 |   |
|---------|----------|---|---|---|---|---|
|         | 経営意欲     | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 平等性      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 経 営 理 念 | 安全性      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 信頼性      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 独創性      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 小 計      |   |   |   |   |   |
|         | 資金力      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 経営能力    | 企画力      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 実行力      | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 小 計      |   |   |   |   |   |
|         | 誘客対策     | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 接客対策     | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 経営戦略    | 顧客サービス対策 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 経費削減対策   | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 雇用対策     | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|         | 小 計      |   |   |   |   |   |
| 総合      | 評 価 点    |   |   |   |   |   |

### 指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

小鹿野町長 様

申請者 住所又は所在地 称号又は名称 代表者の職氏名 電 話 番 号

印

小鹿野町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規 定により、次の施設の指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請し ます。

## 誓 約 書

令和 年 月 日

小鹿野町長 様

申請者 住所又は所在地 称 号 又 は 名 称 代表者の職氏名 電 話 番 号

このたび小鹿野町観光商業情報館指定管理者の申請にあたり、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

記

- (1) 代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者である 法人等
- (2) 指定管理者の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない法人等
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、小鹿野町から一般競争入札等 の参加を制限されている法人等
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続 開始の申立てがなされている法人等
- (5) 小鹿野町から指名停止措置を受けている法人等
- (6) 小鹿野町税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- (7) 小鹿野町内に本社又は支店・営業所等を有しない法人等
- (8) 労働法令を遵守せず、雇用・労働条件への適切な配慮をしていない法人等
- (9)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)が暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある法人等及びその代表者等(法人にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、その団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である法人等